

令和8年度

神崎市保育士就職支援金のおしらせ

神崎市では令和5年度から保育士就職支援金を創設し、市内保育園等働く新採保育士を応援しています！

神崎市内の保育所等が新規採用する保育士、保育教諭又は幼稚園教諭のうち、一定の要件を満たす者に対し、保育士等として就職に要する費用の一部として、支援金を給付します。

要件

対象者は、神崎市内の保育所等(認可保育所、認定こども園)における令和8年4月以降に新規採用の保育士、保育教諭又は幼稚園教諭で、①～⑤の要件を満たす職員。

【神崎市外にお住まいの方も対象になります。】

- ① 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての勤務経験がない者
- ② 保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者、勤務開始日までに有することが見込まれる者
- ③ 常勤職員(1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務)として1年以上の勤務が見込まれる者
- ④ 私立施設の職員 又は 公立施設の会計年度任用職員
- ⑤ 本事業による支援金の交付を受けていない者
- ⑥ 今回就職時点で直近5年以上保育所等において保育士等として勤務していないこと。

※1年未満で離職した場合は、支援金の一部または全部を返還していただく場合があります。

支援金の額

15万円(一人1回限り)

【提出書類】

◎申請のとき

- ・申請書【様式第1号】
- ・勤務内容証明書(就職先の保育所等が発行)【様式第2号】
- ・保育士又は幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し(交付見込みの場合(保育士試験合格通知書の写し、卒業見込証明書の写しなど))
- ・誓約書(1年以上の勤務などの対象者要件の遵守等を誓約するもの)【様式第3号】

◎請求のとき

- ・請求書【様式第5号】→R9年3月ごろ
- ・勤務内容証明書(就職先の保育所等が発行)【様式第2号】

申請期間

- ①令和8年6月1日～令和8年6月15日(令和8年4月～6月採用の対象者)
- ②令和8年10月1日～令和8年10月15日(令和8年7月～9月採用の対象者)
- ③勤務先から市に連絡(令和8年10月以降採用の対象者)

問い合わせ先
神崎市役所
こども家庭課 保育園・認定こども園係
電話 0952-37-3873